

## 広島文教大学授業料等の延納及び分納取扱細則

### (目的)

第1条 この細則は、広島文教大学授業料等徴収規程第5条第4項の規定に基づき、授業料等の延納及び分納に関し、必要な事項を定める。

### (最終期限)

第2条 各期授業料等の延納及び分納の最終期限は各学期末日とする。ただし、卒業学年の後期授業料等の最終期限については、1月末日とする。

### (除籍予告書、内容)

第3条 前条の最終期限を経過した者(以下、期限経過者という)に対しては、除籍予告書(別記様式)を作成し、配達証明付郵便で通知する。除籍予告書の内容は次のとおりとする。

(1) 前条の最終期限の翌月末日を期限と定め、それを経過しても納付しないときは、広島文教大学学則第40条第1項第2号の規定により除籍されることを通知する。

(2) 期限経過者には、最終期限の翌月中旬までに学長名で保護者及び本人宛て通知する。

### (管理移譲)

第4条 除籍予告書発送後、前条(2)号の期限までに納付しないときは、管理を経理課から学生サポート課へ移譲する。

### (雑則)

第5条 本細則実施にあたり、特別の事情があるときは学長の承認を得る。

第6条 この細則に定めるもののほか、この細則の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

### 附 則

この細則は、平成24年12月1日から施行する。

### 附 則

この細則は、平成31年4月1日から施行する。

(別記様式)

様

年 月 日

広島文教大学 学部 学科  
年度入学生 学生名 (学生番号 )

保護者 様

広島文教大学  
学長

### 除籍予告書 (ご通知)

年 月 日付けにて保護者・学生本人宛てに授業料等納入について督促しましたが、未納につき至急納付されますよう重ねて督促します。

なお、下記納付期限までに納付されないときは、広島文教大学学則第40条第1項第2号の規程により除籍されますことを、ご通知いたします。

未 納 額

\_\_\_\_\_ 円

年度 期分授業料等未納分  
最終納付期限 年 月 日

<本状に関する連絡先>

連 絡 先	学校法人 武田学園 経理課
住 所	広島県広島市安佐北区可部東1-2-1
電 話 番 号	(082) 814-9693 経理課 直通